

志布志市有明体育施設管理業務仕様書

志布志市有明体育施設の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 施設の概要

- (1) 名称 志布志市有明体育施設（以下「本施設」という。）
- (2) 設置目的 体育、スポーツ及びレクリエーションの振興並びに市民の健康で明るい文化的な活動の増進に寄与する。
- (3) 施設内容（平面図は、別紙のとおり）

施設名	面積等	施設内容
市民グラウンド	敷地面積：22,799 m ² 施設面積：148 m ² （メインスタンド部分） 構造：鉄筋コンクリート造（メインスタンド部分） 建築年：昭和48年度	真砂土フィールド（令和元年度改修）、メインスタンド（288席）、倉庫、照明施設、屋外トイレ、駐車場（約150台）
有明総合体育館	敷地面積：6,000 m ² 施設面積：3,840.5 m ² 構造：鉄筋コンクリート造 建築年：昭和55年度	バレーコート3面、用具室、事務室、観客席320席、武道館、トイレ、更衣室、会議室、幼児室、医務室、駐車場（約50台）
有明B&G海洋センター	敷地面積：4,275.75 m ² 施設面積：1,367 m ² 構造：鉄筋コンクリート造 建築年：平成元年度	25メートルプール（6コース）、幼児プール、観客席（48席）、更衣室、シャワー室、トイレ、機械室、駐車場（約40台）
有明農村運動場	敷地面積：9,210 m ² 施設面積：－ m ² 建築年：昭和55年度	グラウンド、倉庫、屋外トイレ 照明施設
有明野球場	敷地面積：22,445 m ² 施設面積：12,835 m ² 構造：鉄筋コンクリート造（バックスタンド部分） 建築年：平成5年度 屋外ブルペン 建築年：平成26年度	野球場、屋外トイレ、バックスタンド観客席（200席）駐車場（約80台） 屋外ブルペン
有明弓道場	敷地面積：363 m ² 施設面積：80 m ² 構造：木造平屋建 建築年：昭和55年度	的場、射場、トイレ、駐車場（約20台）

2 利用時間等

(1) 利用時間

- ① 本施設（有明B&G海洋センターを除く。） 午前8時30分から午後10時まで
- ② 有明B&G海洋センター 午前10時から午後9時まで

※利用時間を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

(2) 休館日

- ① 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）
- ② 12月29日から翌年の1月3日までの日。（ただし、有明B&G海洋センターについては、10月1日から翌年の5月31日までの日）

※臨時に開館し、または休館するときは、事前に市長の承認を得ること。

3 法令等の遵守

本施設の管理業務（自主事業を含む。）を遂行する上で、関係法令を遵守すること。特に、下記に示す関係法令については、留意すること。

- (1) 地方自治法
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 志布志市有明体育施設条例（以下「条例」という。）
- (4) 志布志市有明体育施設管理規則
- (5) 志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- (6) 志布志市情報公開条例
- (7) 志布志市物品管理規則
- (8) その他関係法令

4 指定管理者が行う業務の内容

(1) 組織及び人員配置

- ① 管理運営に必要な執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守すること。
- ② 職員の勤務形態は本施設の管理運営に支障がないよう定めること。

(2) 利用の許可に関する業務

① 利用許可等に関する業務

- ア 利用の許可に当たっては、平等な利用を確保すること。
- イ 利用の許可をしたときは、申請者に利用許可書を交付すること。
- ウ 利用の不許可、制限については、条例第7条及び第8条に基づき行うこと。なお、利用の不許可、制限を行った場合は、その内容を速やかに市に報告すること。
- エ 年間の予約受付については、毎年度2月に事前に計画し本施設を予約しなければ開催できない大会等の受付・調整を行うこと。練習・練習試合等は、利用日の前月から予約できるものとする（原則先着順）。

※ 本施設の目的外使用許可（自動販売機の設置許可等）については、市が行う。

- ② 窓口等に関する業務（別紙「志布志市有明体育施設・有明B&G海洋センターの管理方法」参照）

ア 窓口及び管理施設には、指定管理者名を掲示すること。

イ 利用者の安全はもとより、応対は親切丁寧に行うこと。

(3) 利用に係る使用料の徴収に関する事務

① 使用料の徴収等

ア 条例第 11 条に基づき利用者から使用料を徴収すること。使用料の徴収方法は原則として前納とする。なお、条例第 12 条に基づく使用料の減免事務については、市が行う。

イ 徴収した使用料は、収納計算書を作成し収納後原則として 3 日以内に市の指定金融機関等に納入すること。

(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務

① 清掃業務（個別仕様書参照）

本施設の清掃等を行い、常に良好な環境衛生の維持に努めること。

② 高所窓ガラス清掃業務（年 1 回）（個別仕様書参照）

総合体育館等の通常の清掃箇所を除く 2 階部分等の窓ガラス清掃を行うこと。

③ 市民グラウンド、野球場、農村運動場芝生管理業務（個別仕様書参照）

市民グラウンド、野球場、農村運動場の芝生を良好な状態に保つこと。

④ 設備保守点検業務

項目	施設名又は業務の主な内容	回数等
消防用設備保守点検	消防法に基づく消防用設備等の保守点検（機械・設備点検、総合点検）	年 1 回
プール水質検査	6 項目検査を行うこと。	開館期間（月 1 回）
自家用電気工作物保守点検	有明総合体育館、照明施設（市民グラウンド、有明農村運動場）	通常点検月 1 回 精密点検年 1 回

⑤ 施設・設備の修繕等業務

ア 本施設の修繕は、予算の範囲内で指定管理者が実施するものとする。

イ 修繕等を実施する場合は、事前に市に連絡するとともに、実施の際は、その内容、時期等を記した書類を作成し、設計書（軽微な修繕等は除く。）、写真等を保存しておくこと。

ウ 修繕等に関する書類、設計書、写真等は、各年度の終了後 30 日以内に、修繕調書とともに提出し、修繕料の剰余金について返納を行うこと。

⑥ 物品等管理業務

ア 現に使用中の市所有の物品等（備品、消耗品等）については、無償で貸与する。

イ 指定管理者は、市の所有の物品等については、志布志市物品管理規則に基づいて管理するものとする。

ウ 指定管理料で購入した物品等は市の所有とし、指定期間満了時に、次期指定管理者へ引き継ぐこと。

⑦ 会計・文書管理事務

ア 本施設専用の口座を設け、団体の他の会計と区別すること。

イ 会計帳簿、請求書、領収書等を整理し、5 年間保存すること。

ウ 管理業務に係る文書事務を円滑に行えるよう適切に文書等を管理すること。

(5) 事業報告書等の提出

① 管理状況報告書（毎月）

毎月の業務完了後、10日以内に利用状況及び使用料の収入実績等を記載した管理状況報告書を作成し、提出すること。

② 事業報告書（毎年度）

各年度の業務完了後30日以内に、管理業務（自主事業を含む。）の実施状況、利用状況、使用料の収入の実績、経費の収支状況、施設及び設備の損傷の状況等を記載した事業報告書（様式第5号）を作成し、提出すること。

③ 各年度事業計画書（毎年度）

応募時の事業計画書等を踏まえて年度事業計画書を作成し、市が指定する日までに提出すること。

(6) その他

防火管理者を配置すること。

5 危機管理等

(1) 緊急時対策、防犯・防災対策等についてマニュアルを作成し、職員に指導訓練を行うこと。

(2) 本施設において事故等が発生した場合は、遅滞なく適切な措置を講じた上、市をはじめ関係機関に通報すること。

(3) トラブルや苦情等については、適切に対応すること。また、指定管理者や本施設等への要望や苦情等については、速やかに市へ報告すること。

(4) 指定管理者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償すること。

6 リスク分担

市と指定管理者との管理業務に関するリスク分担については別表1のとおりとする。なお、表中にないリスクが生じた場合、及び解釈について疑義が生じた場合は協議の上、その取り扱い及び解釈を決定することとする。

7 保険の加入

現在、市が加入している全国町村会総合賠償補償保険では、市（指定管理者含む）が追うべき賠償責任について、本保険ではその対象となっておりますが、本施設内で指定管理者が独自の事業（自主事業）を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、指定管理者が負うものとなっております。この保険の対象とならないため、損害賠償時に対応できるよう任意の保険に加入してください。

【参考】現在市が加入している保険の概要

■総合賠償補償保険

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1人につき2億円 1事故につき20億円 財物賠償 1事故につき 2,000万円	死亡 500万円 後遺障害 20万～500万円 入院 2万円～30万円 通院 5万円～12万円
対象範囲	施設の瑕疵、業務上の過失	市主催の行事等

8 留意事項

- (1) 指定管理者が本施設の管理に係る各種規定を作成する場合は、市と協議を行うこと。また、各種規定がない場合は、市の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (2) 業務の全部若しくは業務の主たる部分を、一括して第三者へ委託又は請け負わせることはできない。なお、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ市の承諾を得ること。
- (3) 地震・台風等の災害が発生し、本施設を地域住民の避難場所等に使用する必要があると市が判断したときは、指定管理者は、これに従わなければならない。

9 指定期間終了に当たっての業務引継

指定期間終了時には、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう引継を行うこと。なお、業務上作成された書類・資料等については引渡しを拒むことはできない。

10 協議

その他、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、指定管理者と市が協議して定めるものとする。

別表1 リスク分担表

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
	公共料金、燃料費の著しい物価変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外		○
税制度の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす税制変更	○	
	消費税の増加、減少、廃止等に伴う委託料の増加・減少	○	
	上記以外		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	業務仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
支払い遅延	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
展示物、資料等の損傷	不可抗力以外の事由によるもの		○
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により第三者に損害を与えた場合	○	
個人情報の漏えい			○
事業終了時の費用	指定の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別紙1 利用状況

別紙2 平面図

別紙3 志布志市有明体育施設条例・志布志市有明体育施設管理規則

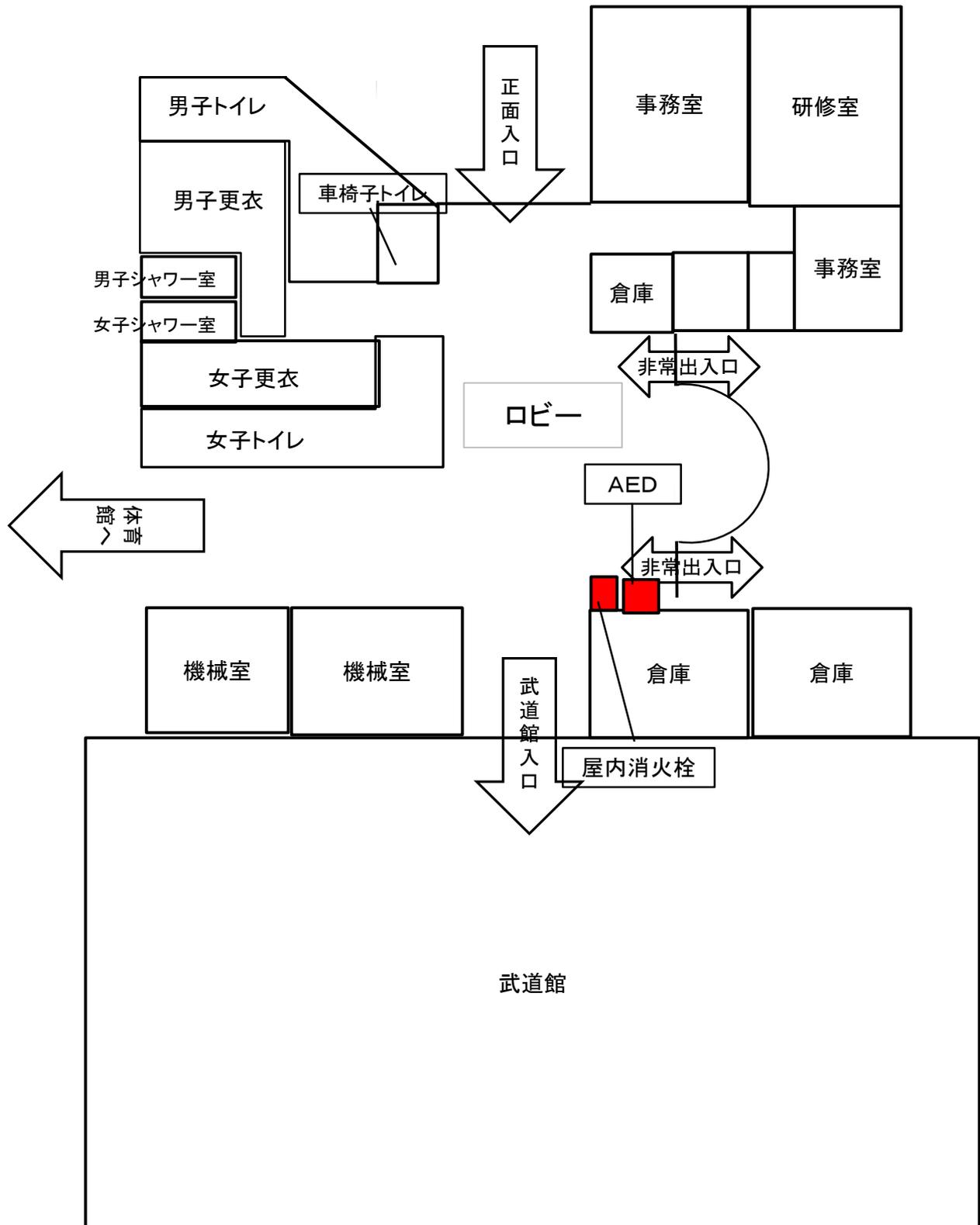
別紙4 志布志有明体育施設・有明B&G海洋センターの管理方法

別紙5 個別仕様書

令和6年度 有明体育施設利用状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
体育館	利用者人数	1,634	1,409	3,994	1,121	986	883	1,896	1,519	1,523	864	914	2,593	19,336
	(うち減免者数)	107	144	183	240	300	114	150	339	584	33	0	389	2,583
	使用料	80,450	76,410	100,940	62,820	38,770	54,660	77,580	54,960	58,300	69,740	56,600	97,330	828,560
市民グラウンド	利用者人数	837	309	143	312	611	575	844	418	338	333	470	377	5,567
	(うち減免者数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民グラウンド (照明)	利用者人数	169	312	178	107	70	345	278	852	974	460	238	144	4,127
	(うち減免者数)	0	75	95	60	0	109	142	650	556	310	184	48	2,229
	使用料	12,050	13,880	8,380	3,000	4,970	18,860	17,270	28,760	29,830	9,930	3,920	12,560	163,410
野球場	利用者人数	314	618	421	245	630	199	568	495	0	688	1,039	719	5,936
	(うち減免者数)	0	0	0	120	0	0	200	0	0	0	0	0	320
	使用料	9,130	9,570	10,560	6,930	16,170	8,030	10,890	8,520	7,150	30,880	33,040	29,200	180,070
弓道場	利用者人数	265	392	320	320	86	125	134	129	107	116	91	256	2,341
	(うち減免者数)	255	381	315	310	77	125	128	128	107	112	79	250	2,267
	使用料	460	460	40	260	460	0	400	40	0	410	540	790	3,860
農村運動場	利用者人数	83	37	29	52	16	50	10	67	36	16	131	36	563
	(うち減免者数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	利用者人数	3,302	3,077	5,085	2,157	2,399	2,177	3,730	3,480	2,978	2,477	2,883	4,125	37,870
	(うち減免者数)	362	600	593	730	377	348	620	1,117	1,247	455	263	687	7,399
	使用料	102,090	100,320	119,920	73,010	60,370	81,550	106,140	92,280	95,280	110,960	94,100	139,880	1,175,900

別紙2 平面図(有明総合体育館)



○志布志市有明体育施設条例

平成18年 9 月29日

条例第241号

(設置)

第1条 体育、スポーツ及びレクリエーションの振興並びに市民の健康で明るい文化的な活動の増進に寄与するため、志布志市有明体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
市民グラウンド	志布志市有明町野井倉1773番地1
有明総合体育館	志布志市有明町野井倉1760番地6
有明B&G海洋センター	志布志市有明町野井倉1760番地2
有明農村運動場	志布志市有明町蓬原2252番地2
有明野球場	志布志市有明町野井倉1787番地
有明弓道場	志布志市有明町野井倉1760番地5

(指定管理者による管理)

第3条 体育施設の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育施設の利用の許可に関する業務
- (2) 体育施設の利用に係る使用料の徴収に関する業務
- (3) 体育施設及びその設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間)

第5条 体育施設の開館時間は、午前8時30分から午後10時まで（有明B&G海洋センターの開館時間は、午前10時から午後9時まで）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 体育施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる時は、その翌日とする。）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（有明B&G海洋センターについては、10月1日から翌年の5月31日までの日とする。）

（利用の許可）

第7条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用の許可をする場合においては、条件を付することができる。

3 指定管理者は、体育施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 営利を目的として利用し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 体育施設又はその設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が体育施設の管理上適当でないことを認めるとき。

（利用の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその許可の条件を変更し、若しくはその許可に係る利用の停止を命ずることができる。

(1) 体育施設を利用する者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的又は許可の条件に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が体育施設の管理上特に必要があることを認めるとき。

2 前項の規定により許可を取り消し、又は許可の条件を変更し、若しくは許可に係る利用の停止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第9条 利用者は、体育施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復義務）

第10条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第8条第1項の規定により

許可を取り消され、若しくは許可に係る利用の停止を命ぜられたときは、その利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料の納入)

第11条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、市が主催する行事に利用するときその他公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により体育施設を利用できないときは、使用料を還付することができる。

(損害賠償義務)

第14条 利用者は、故意又は過失により体育施設又はその設備を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に基づく許可を受けないで利用した者
- (2) 第7条第2項の規定に基づく許可の条件(第8条第1項の規定に基づき変更されたものを含む。)に違反して利用した者
- (3) 第8条第1項の規定に基づく利用の停止の命令に違反した者
- (4) 第9条及び第10条の規定に違反した者

2 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月26日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月22日条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 施行日の前日までに、この条例による改正前の志布志市公民館条例、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例、コミュニティセンター志布志市文化会館条例、志布志市やっちくふれあいセンター条例及び志布志市有明体育施設条例並びに廃止条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、なお従前の例による。
- 5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年12月19日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条中志布志市有明体育施設条例第11条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例別表及び第2条の規定による改正後の志布志市有明体育施設条例別表の規定は、平成31年4月1日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月7日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(志布志市松山農産加工センター条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 3 次に掲げる条例の規定は、施行日以後の使用又は利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用又は利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(1)から(7)まで 略

(8) 第15条の規定による改正後の志布志市有明体育施設条例別表

別表 (第11条関係)

1 市民グラウンド使用料

区分	利用時間	1時間まで	1時間を超える30分ごとに
		照明施設	半面につき 1,050円

備考

- 1 1時間を超える利用時間に30分未満の端数があるときは、その端数は、

30分とする。

- 2 志布志市民以外の者が利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）を加算した額とする。

2 有明総合体育館使用料

(1) 本館使用料

区分				利用時間	1時間につき	照明使用1時間につき
専用 利用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒		330円	990円
			その他の者		660円	
		文化的催物に利用する場合			990円	
		その他の場合			1,980円	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合			1,980円	
		文化的催物に利用する場合			2,970円	
その他の場合			5,940円			
一部 利用	卓球	児童生徒	1台	50円	50円	
		その他の者		110円		
	バドミントン	児童生徒	1面	50円	110円	
		その他の者		110円		
	バレーボール	児童生徒	1面	110円	330円	
		その他の者		220円		
	テニス	児童生徒	1面	160円	440円	
		その他の者		330円		
	バスケットボール	児童生徒	1面	160円	440円	
		その他の者		330円		
	武道、軽スポーツ、ダンス及びレクリエーション活動	児童生徒	バレーコート	110円	330円	
		その他の者	1面	220円		
	会議室			1室	330円	無料

備考

- 1 この表中「児童生徒」とは、幼稚園児若しくは小学生又はこれらに準ずる幼児若しくは児童及び中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに

- 準ずる生徒をいう。
- 2 この表中「文化的催物」とは、演劇会、芸能発表会、講演会、絵画等の展示会その他これらに類する催物で、営利又は宣伝を目的としないものをいう。
 - 3 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
 - 4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。
 - 5 志布志市民以外の者が利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）を加算した額とする。
 - 6 利用者が入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額（備考5の規定により加算した場合は、当該加算後の額）に入場料の最高額の100人分を加算した額とする。
 - 7 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。
 - 8 入場料は徴収しないが、入場料に相当すると認める場合（会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これらに準ずる場合をいう。）は、入場料を徴収したものとみなす。

(2) 武道館使用料

区分	利用時間			1時間につき	照明使用1時間につき
	専用利用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒	110円
			その他の者	220円	
	文化的催物に利用する場合		330円		
	その他の場合		660円		
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合		660円	
		文化的催物に利用する場合		1,320円	
		その他の場合		2,640円	
一部利用	個人利用	児童生徒1人当たり		20円	無料
		その他の者1人当たり		50円	
	卓球	児童生徒	1台	50円	50円

	その他の者		110円	
バドミントン	児童生徒	1面	50円	110円
	その他の者		110円	
バレーボール	児童生徒	1面	110円	330円
	その他の者		220円	

備考 別表の2の(1)の表備考の規定は、武道館使用料について準用する。

(3) ロッカー使用料

区分	金額
1人1回につき	100円

3 有明B&G海洋センター使用料

(1) プール使用料

区分			金額
専用利用	全面	1時間につき	2,100円
	一部	1コース1時間につき	520円
個人利用	幼児	1人1回につき	50円
	小学生及び中学生	1人1回につき	110円
	一般	1人1回につき	200円

備考

- 専用利用の利用時間は、午前10時から午後5時まで（専用利用の利用時間を延長する場合は、午後8時まで）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。
- 一部の専用利用は5人以上の団体に限るものとし、専用利用の利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。
- 個人利用の1回の利用時間は、2時間以内とし、午前10時から正午まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで及び午後7時から午後9時までの5回に分け、各回ごとに10分間の点検時間を設定し、利用者の入替えを行うものとする。この場合において、利用時間の途中から利用を開始した者の利用時間は、当該利用時間の残り時間とする。
- 志布志市民以外の者が利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）を加算した額とする。
- 専用利用の利用者が入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額（備考4の規定により加算した場合は、当該加算後の

額)に入場料の最高額の100人分を加算した額とする。

- 6 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。
- 7 入場料は徴収しないが、入場料に相当すると認める場合（会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これらに準ずる場合をいう。）は、入場料を徴収したものとみなす。
- 8 幼児の利用は、付添人（一般の区分に属する者に限る。）を要するものとする。この場合において、当該付添人は、この表に定める使用料を納入しなければならない。

(2) ロッカー使用料

区分	金額
1人1回につき	10円

4 有明農村運動場使用料

区分	利用時間	1時間まで	1時間を超える30分ごとに
	照明施設		1,050円

備考 別表の1の表備考の規定は、有明農村運動場使用料について準用する。

5 有明野球場使用料

区分			利用時間			
			2時間まで	2時間を超え4時間まで	4時間を超え8時間まで	延長1時間ごとに
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒	330円	550円	1,100円	220円
		その他の者	660円	1,100円	2,200円	330円
	その他の場合		1,650円	2,750円	5,500円	880円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒	1,100円	2,200円	4,400円	550円
		その他の者	2,200円	4,400円	8,800円	1,100円
	その他の場合		16,500円	33,000円	55,000円	5,500円

備考

- 1 この表中「児童生徒」とは、幼稚園児若しくは小学生又はこれらに準

ずる幼児若しくは児童及び中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる生徒をいう。

- 2 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 3 利用許可の変更許可を受けて延長する利用時間の使用料の額は、延長1時間ごとにこの欄に定める額とする。
- 4 利用者が入場料を徴収しない場合で、野球以外に利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 志布志市民以外の者が利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額（備考4の規定により加算した場合は、当該加算後の額）に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 備考4及び5の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 7 利用者が入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額（備考5の規定により加算した場合は、当該加算後の額）に入場料の最高額の100人分を加算した額とする。
- 8 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。
- 9 入場料は徴収しないが、入場料に相当すると認める場合（会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これらに準ずる場合をいう。）は、入場料を徴収したものとみなす。

6 有明弓道場使用料

区分		利用時間	1時間につき	照明使用1時間につき
		個人利用	児童生徒1人当たり	20円
	その他の者1人当たり	50円		
団体利用	児童生徒	50円	50円	
	その他の者	110円		

備考

- 1 この表中「児童生徒」とは、幼稚園児若しくは小学生又はこれらに準ずる幼児若しくは児童及び中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる生徒をいう。
- 2 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とす

る。

- 4 志布志市民以外の者が利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）を加算した額とする。

○志布志市有明体育施設管理規則

平成18年10月13日

規則第172号

(趣旨)

第1条 この規則は、志布志市有明体育施設条例（平成18年志布志市条例第241号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、志布志市有明体育施設（以下「体育施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により体育施設の利用の許可を受けようとする者は、志布志市有明体育施設利用（変更、取消）許可申請書（様式第1号。第4条第1項において「利用申請書」という。）により指定管理者に申請しなければならない。ただし、有明B&G海洋センターの個人利用の許可を受けようとする者については、有明B&G海洋センター利用許可申請簿（様式第2号）により申請するものとする。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、前条本文の規定による申請に基づき、体育施設の利用を許可するときは、志布志市有明体育施設利用（変更、取消）許可書（様式第3号。次条第1項において「利用許可書」という。）を交付するものとする。

2 指定管理者は、前条ただし書の規定による申請に基づき、有明B&G海洋センターの利用を許可するときは、プール入場券（様式第4号）を交付するものとする。

(利用の変更及び取消し)

第4条 前条第1項に規定する利用許可を受けた者が当該利用許可を受けた事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、利用申請書に当該利用許可書を添えて速やかに指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 前条第1項の規定は、前項の許可について準用する。

(遵守事項)

第5条 第3条に規定する利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用した設備、備品等は、原状に回復して整理整頓すること。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。
- (4) 許可を受けずに物品販売、募金等の行為を行わないこと。
- (5) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(使用料の減免等)

第6条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に定めるところによる。ただし、第1号アに該当する場合を除き、利用者が入場料その他これに類するものを徴収しないときに限るものとする。

(1) 使用料の全額を免除することができる場合は、次のいずれかに該当するときとする。

ア 市又は市の機関が主催する行事等に利用するとき。

イ 公共的団体等が市若しくは市の機関と共催する行事等又は公益上必要なスポーツ活動に利用するとき。

ウ 曾於地区小学校体育連盟又は曾於地区中学校体育連盟が主催する各種大会に利用するとき。

エ 市立学校が学校施設等の都合により学校内で活動できない行事、各種大会、部活動等のスポーツ活動に利用するとき。

オ 志布志市スポーツ少年団本部に登録するスポーツ少年団が練習に利用するとき。ただし、その利用は、週3回、かつ、1回当たり2時間を限度とする。

カ 国民体育大会、県民体育大会又は県民体育大会曾於地区大会に出場する団体又は選手が強化する目的で練習に利用するとき。ただし、その利用は、これらの大会の開催日の2月前から開催日の前日までの間に、週3回、かつ、1回当たり2時間を限度とする。

(2) 使用料の5割相当額を減額することができる場合は、次のいずれかに該当するときとする。

ア 市内の保育所又は認定こども園が主催する運動会、レクリエーション等のスポーツ活動に利用するとき。

イ 市内の高等学校が主催する運動会、レクリエーション等のスポーツ活動及び学校施設等の都合により学校内で活動できない行事、各種大会、部活動等のスポーツ活動に利用するとき。

ウ 志布志市体育協会に加盟する団体が主催する各種大会に利用するとき。

エ 志布志市スポーツ少年団本部に登録するスポーツ少年団が主催する各種大会に利用するとき。

オ 市内の宿泊施設に宿泊する市外のスポーツ等団体が合宿に利用するとき。

カ 鹿児島県高等学校体育連盟又は鹿児島県高校野球連盟が主催する各種大会に利用するとき。

キ 市長が適当と認める大会に市の代表して出場する団体又は選手が強化

する目的で練習に利用するとき。ただし、その利用は、これらの大会の開催日の2月前から開催日の前日までの間に、週3回、かつ、1回当たり2時間を限度とする。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ志布志市有明体育施設使用料減免申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

（使用料の還付申請）

第7条 条例第13条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、志布志市有明体育施設使用料還付申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月21日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月20日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理規則、コミュニティセンター志布志市文化会館管理規則、志布志市やっちくふれあいセンター管理規則及び志布志市有明体育施設管理規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある改正前の規則による様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの様式によるものとみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年3月30日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理規則及び志布志市有明体育施設管理規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の規則による様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年7月11日規則第19号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理規則及び志布志市有明体育施設管理規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年3月25日規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第2条、第4条関係）

志布志市有明体育施設利用（変更、取消）許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 — —

〔法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名〕

志布志市有明体育施設を利用（変更、取消し）したいので、次のとおり申請します。

利 用 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から	年 月 日 () 午前・午後 時 分まで			
利 用 目 的					
利 用 内 容					
利 用 施 設 名	市民グラウンド・有明総合体育館(本館・武道館)・有明B&G 海洋センター・有明農村運動場・有明野球場・有明弓道場				
利 用 人 数	児童生徒 市民 人 市民 人 市民 人 市民以外 人・一般市民以外 人 合計市民以外 人 計 人 計 人 計 人				
利 用 設 備	設 備 名	放 送 設 備	長 机	椅 子	
	数 量				
変 更 又 は 取 消 し の 理 由					
受 付 欄					

様式第3号（第3条、第4条関係）

年 月 日

様

指定管理者 団

志布志市有明体育施設利用（変更、取消）許可書

年 月 日付けで申請のあった志布志市有明体育施設の利用（変更、取消し）については、次のとおり許可します。

利 用 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から		年 月 日 () 午前・午後 時 分まで	
利 用 目 的				
利 用 内 容				
利 用 施 設 名	市民グラウンド・有明総合体育館(本館・武道館)・有明B&G 海洋センター・有明農村運動場・有明野球場・有明弓道場			
利 用 人 数	児童生徒 市民 人 市民 人 市民 人 市民以外 人・一般市民以外 人 合計市民以外 人 計 人 計 人 計 人			
利 用 設 備	設 備 名	放 送 設 備	長 机	椅 子
	数 量			
使 用 料 の 金 額	円			
備 考				

様式第4号(第3条関係)

No. _____	No. _____
年 月 日 _____ 円	年 月 日 _____ 円
幼、小・中、一般	プール入場券 (当日1回) (幼、小・中、一般) (有効)
	有明B&G海洋センター

様式第5号（第6条関係）

志布志市有明体育施設使用料減免申請書

年 月 日

志布志市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 ー ー

〔法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名〕

志布志市有明体育施設使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から	年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
利 用 目 的		
利 用 内 容		
利 用 施 設 名	市民グラウンド・有明総合体育館(本館・武道館)・有明B&G 海洋センター・有明農村運動場・有明野球場・有明弓道場	
減免を受けようとする理由		
使用料の金額	円	
減免を受けようとする金額	円	

様式第6号（第7条関係）

志布志市有明体育施設使用料還付申請書

年 月 日

志布志市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 — —

〔法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名〕

志布志市有明体育施設使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から	年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
利 用 目 的		
利 用 内 容		
利 用 施 設 名	市民グラウンド・有明総合体育館(本館・武道館)・有明B&G 海洋センター・有明農村運動場・有明野球場・有明弓道場	
還付を受けようとする理由		
使用料の金額	円	
還付を受けようとする金額	円	

様式第1号 (第2条、第4条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第3条、第4条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第7条関係)

別紙 4

志布志有明体育施設の管理方法

(市民グラウンド・有明総合体育館・有明農村運動場・有明野球場・有明弓道場)

1 開館前の業務

- ・駐車場、玄関口等の清掃
- ・施設入口施錠開放（体育館のみ）
- ・施設内巡回、安全確認
- ・市民グラウンド照明施設（ナイター）照明用コイン回収

2 開館中の業務

- ・利用者の受付及び問い合わせ等への対応（免除申請、予約表の管理含む）
- ・利用者からの要望、苦情等については、処理簿に記帳し、速やかに市に報告すること。
- ・利用者への利用許可、使用料の徴収
- ・体育用具等備品の貸し出し及び返却の管理
- ・体育用具の軽微な修繕
- ・上記に掲げるもののほか、業務上必要なことについては適切かつ的確に行うこと。

3 閉館前、閉館後の業務

- ・使用料の整理及び管理日誌の記入（現金は金庫へ保管）
- ・施設内の点検、戸締り、施錠、消灯

4 休館日の業務

- ・なし

5 その他の業務

- ・事故等発生時の応急処置
- ・施設内のゴミ等は市の定める基準により分別し、搬出すること。

有明B & G海洋センターの管理方法

1 利用期間等

(1) 利用期間

7月1日から9月30日までの間

※臨時に開館し、又は休館する場合は、事前に市長の承認を得ること。

(2) 利用時間

午前10時から午後9時まで

※利用時間を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

2 人員配置

受付事務員 常時 1 人

プール監視員 常時 2 人以上

※プール監視人は、普通救命講習を受講し、終了証を得た者とする。

3 利用期間（オープン）前後の業務

(1) 環境美化業務

プール（更衣室、管理室等含む）の清掃及びプール周囲緑地の環境美化を行うこと。

(2) 循環装置機保守点検

利用期間開始前 1 回、終了後 1 回、専門業者の点検を受けること。

(3) プール水質検査

利用期間前、中、後の 3 回、専門業者の水質検査を受けること。

※オープンの準備が整った場合は、教育委員会施設担当者の立会検査を受けること。

4 利用時間中の業務

(1) 開館前の業務

- ・プール駐車場、玄関口の清掃
- ・施設入口施錠開放
- ・施設内巡回、安全確認
- ・プール水温度確認
- ・プール内への水供給
- ・機械室機器点検及び日誌記入
- ・ロビー、更衣室、シャワー室、トイレ清掃
- ・足洗場清掃
- ・プール水透明度及び水量目視確認（必要に応じ逆洗浄、新規給水）
- ・使用前遊離残留塩素濃度測定
- ・プール内、水中クリーナーによる清掃
- ・プールサイド清掃、次亜塩素、除藻剤による消毒清掃
- ・開場前安全確認

(2) 開館中の業務

- ・利用者の受付・予約及び問い合わせ等への対応
- ・利用者の監視（監視及び危険行為への指導）
- ・遊離残留塩素の測定及び調整（2 時間毎）
- ・機器装置巡回点検確認
- ・プール水温度の管理
- ・上記に掲げるもののほか、業務上必要なことについては適切かつ的確に行うこと。

(3) 閉館前・閉館後の業務

- ・使用後遊離残留塩素濃度測定
- ・利用状況、使用料の整理及び管理日誌への記入（現金は金庫に保管）
- ・足洗場の排水、清掃

- ・機器装置の最終確認
- ・施設内の点検、戸締り、施錠、消灯

(4) その他

- ・事故発生時の応急処置
- ・施設内のゴミ等は市の定める基準により分別し、搬出すること。

別紙5 個別仕様書

市民グラウンド、有明総合体育館、有明野球場、有明弓道場、清掃業務仕様書

各共用部門の清掃方法は、次のとおりとする。

清掃箇所	毎日の清掃	定期（年1回）清掃	大会・催物後の臨時清掃
スロープ 玄関	①掃き掃除 ②ポーチは1回以上の散水 ③マット類の掃き掃除 ④特に汚れの著しい箇所は中性洗剤による洗浄 ⑤灰皿の吸い殻を取り除き、洗浄の上、拭きあげる	①中性洗剤による洗浄	
玄関ホール 談話コーナー	①掃き掃除 ②水紋りモップ又は乾きモップによる拭き掃除 ③ドア、ガラスの清掃 ④カーペットの清掃機清掃	①中性洗剤による洗浄 ②ビニールタイル箇所にワックスの塗り込み ③研磨機による磨き上げ ④壁、窓、天井及び照明器具の塵払い ⑤椅子の清掃	
事務室	①掃き掃除 ②水紋りモップ又は乾きモップによる拭き掃除 ③ドア、ガラスの清掃	①中性洗剤による洗浄 ②ビニールタイル箇所にワックスの塗り込み ③研磨機による磨き上げ ④壁、窓、天井及び照明器具の塵払い	
会議室 幼児室 トレーニング室 観客席 医務室 武道館 体育館	①掃き掃除 ②水紋りモップ又は乾きモップによる拭き掃除 ③ドア、ガラスの清掃 ④カーペットの清掃機清掃 ⑤紙屑の処理 ⑦椅子の清掃	①中性洗剤による洗浄 ②ビニールタイル箇所にワックスの塗り込み ③研磨機による磨き上げ ④壁、窓、天井及び照明器具の塵払い ⑤椅子の清掃 ⑥フローアール塗布 (武道館・弓道場を含む)	
市民グラウンド (メインスタンド部分) 有明野球場 (バックスタンド部分)		①掃き掃除 ②設置椅子の清掃 ③ドア、ガラスの清掃	①掃き掃除 ②設置椅子の清掃
階段	①手すりの清掃	①中性洗剤による洗浄	

	②湿った雑巾等による拭き掃除 ③水絞りモップ又は乾きモップによる拭き掃除	②ワックスの必要箇所に塗り込み ③壁、窓、天井及び照明器具の塵払い	
トイレ	①床面の水拭き ②鏡及び出入口は空拭き ③大小便器の特殊薬品による清掃消毒 ④紙屑入れ及び汚物入れの内容物の回収処理 ⑤金属部の空拭き ⑥トイレトペーパーの補充 ⑦手洗い洗剤の補充		
シャワー室	①床面の水拭き		

有明B & G海洋センター清掃業務仕様書

各共用部門の清掃方法は、次のとおりとする。

清掃箇所	毎日の清掃	定期（年1回）清掃	大会・催物後の臨時清掃
玄関	①掃き掃除 ②ポーチは1回以上の散水 ③マット類の掃き掃除 ④特に汚れの著しい箇所は中性洗剤による洗浄		毎日の清掃と同じ
更衣室	①掃き掃除 ②水絞りモップ又は乾きモップによる拭き掃除 ③大小便器の特殊薬品による清掃消毒 ④紙屑入れ及び汚物入れの内容物の回収処理 ⑤金属部の空拭き ⑥トイレトペーパーの補充 ⑦手洗い洗剤の補充	①中性洗剤による洗浄 ②研磨機による磨き上げ ③壁、窓、天井及び照明器具の塵払い	毎日の清掃と同じ
事務室	①掃き掃除 ②水絞りモップ又は乾きモップによる拭き掃除	①中性洗剤による洗浄 ②研磨機による磨き上げ ③壁、窓、天井及び照明器具の塵払い	毎日の清掃と同じ
ガラス窓		年2回以上の内外清掃	

有明総合体育館高所窓ガラス清掃業務仕様書

各共用部門の清掃方法は、次のとおりとする。

清 掃 箇 所	清 掃 内 訳
○有明総合体育館 施設の四方（東・西・南・北側）の全ての窓ガラス（窓枠を含む）の清掃 ※ただし、玄関のドア、ガラスの清掃は除く。	清掃回数は年1回以上とし、室内・室外の両面の清掃

市民グラウンド、有明野球場、有明農村運動場緑地管理業務仕様書

各共用部門の管理方法は、次のとおりとする。

管 理 箇 所	管 理 内 訳
○市民グラウンド・有明農村運動場、有明野球場、有明弓道場の芝の管理及び各施設内（芝管理部分除）除草、樹木選定等	刈り込み、施肥、生育管理（水管理）、薬剤散布（土壌処理剤）、除草、養生期間等を含めた芝の全体的な管理、除草、樹木選定等
○有明野球場内野部分、屋外ブルペン及び市民グラウンド土部分の管理	土の状況を確認し、なるべく凹凸のない状態に整備を行う。土が流出している部分には専用土を補充し適切な状態に保つ。